

第 5 日

1. 令和5年3月6日午前10時00分招集
2. 令和5年3月13日午前10時00分開会
3. 令和5年3月13日午後3時17分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 和水町議会議場

6. 本日の応招議員は次のとおりである。(11名)

1 番 亀 崎 清 貴	2 番 千々岩 繁	3 番 木 原 泰 代
4 番 荒 木 宏 太	5 番 白 木 淳	6 番 齊 木 幸 男
8 番 竹 下 周 三	9 番 秋 丸 要 一	10 番 笹 渕 賢 吾
11 番 坂 本 敏 彦	12 番 高 木 洋一郎	

7. 本日の不応招議員は次のとおりである。(0名)

なし

8. 本日の出席議員は応招議員と同じである。

9. 本日の欠席議員は不応招議員と同じである。

10. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	有 働 和 明	書 記	鴨 川 奈 々
---------	---------	-----	---------

11. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町 長	石 原 佳 幸	教 育 長	米 田 加奈美
総 務 課 長	石 原 康 司	総合支所長兼住民課長	中 嶋 光 浩
建 設 課 長	中 嶋 啓 晴	税務住民課長	松 尾 修
まちづくり推進課長	坂 口 圭 介	保健子ども課長	宇 野 貴 子
福 祉 課 長	樋 口 幸 広	商工観光課長	中 原 寿 郎
学校教育課長	下 津 隆 晴	農林振興課長兼農業委員会事務局長	上 原 克 彦
社会教育課長	池 上 圭 造	特 養 施 設 長	前 淵 康 彦
病院事務部長	高 木 浩 昭	会 計 管 理 者	大 山 和 説

12. 議事日程

日程第1	議案第2号	和水町個人情報保護法施行条例の制定について
日程第2	議案第3号	和水町情報公開・個人情報保護審査会条例及び和水町公の施設の 指定管理者の指定の手続に関する条例の一部改正について
日程第3	議案第4号	和水町総合支所設置条例等の一部改正について
日程第4	議案第5号	和水町課設置条例等の一部改正について
日程第5	議案第6号	公益的法人等への和水町職員の派遣等に関する条例の制定につい て

日程第6	議案第7号	和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第7	議案第8号	和水町宅地分譲条例の廃止について
日程第8	議案第9号	和水町国民健康保険条例の一部改正について
日程第9	議案第10号	和水町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第10	議案第11号	和水町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第11	議案第12号	和水町附属機関設置条例の一部改正について
日程第12	議案第13号	和水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第13	議案第14号	和水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第14	議案第15号	和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第15	議案第16号	和水町社会体育施設設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第16	議案第17号	令和4年度 和水町一般会計補正予算（第6号）
日程第17	議案第18号	令和4年度 和水町国民健康保険事業会計補正予算（第5号）
日程第18	議案第19号	令和4年度 和水町介護保険事業会計補正予算（第4号）
日程第19	議案第20号	令和4年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）
日程第20	議案第21号	令和4年度 和水町簡易水道事業会計補正予算（第3号）
日程第21	議案第22号	令和4年度 和水町下水道事業会計補正予算（第4号）
日程第22	議案第23号	令和4年度 和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第3号）
日程第23	議案第24号	令和4年度 和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第3号）
日程第24	議案第25号	令和4年度 和水町病院事業会計補正予算（第4号）
日程第25	令和5年度当初予算審査報告について	
日程第26	議案第26号	令和5年度 和水町一般会計予算
日程第27	議案第27号	令和5年度 和水町国民健康保険事業会計予算
日程第28	議案第28号	令和5年度 和水町介護保険事業会計予算
日程第29	議案第29号	令和5年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計予算
追加日程第1	発議第2号	議案第29号 令和5年度和水町特別養護老人ホーム事業会計当初予算に対する附帯決議の件
日程第30	議案第30号	令和5年度 和水町簡易水道事業会計予算
日程第31	議案第31号	令和5年度 和水町下水道事業会計予算
日程第32	議案第32号	令和5年度 和水町春富財産区特別会計予算
日程第33	議案第33号	令和5年度 和水町後期高齢者医療事業会計予算

- 日程第34 議案第34号 令和5年度 和水町病院事業会計予算
- 日程第35 議案第35号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
- 日程第36 同意第1号 和水町教育委員会委員の任命について
- 日程第37 発議第1号 和水町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 日程第38 陳情等の常任委員長報告について
- 日程第39 発委第2号 消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出について
- 日程第40 閉会中の継続調査について
- 日程第41 議員派遣について

開会 午前10時00分

○議長（高木洋一郎君） 御起立願います。おはようございます。

（おはようございます。）

御着席ください。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。上程された議案に対する審議、採決となっております。

日程第1 議案第2号 和水町個人情報保護法施行条例の制定について

○議長（高木洋一郎君） 日程第1 議案第2号「和水町個人情報保護法施行条例の制定について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第2号「和水町個人情報保護法施行条例の制定について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第3号 和水町情報公開・個人情報保護法審査会条例及び和水町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第2 議案第3号「和水町情報公開・個人情報保護法審査会条例及び和水町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第3号「和水町情報公開・個人情報保護審査会条例及び和水町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第4号 和水町総合支所設置条例等の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第3 議案第4号「和水町総合支所設置条例等の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1番 亀崎君

○1番（亀崎清貴君） 1番 亀崎でございます。

ただいまの議案第4号「和水町総合支所設置条例の一部改正について」、お尋ねさせていただきます。

本予算でも総合支所の設置に関する予算のほうがついておりますけれども、やはり一般質問等々でもあったかと思うのですが、この改正について早い段階で町民の方々に誤解を与えないような、私が言う誤解というのは決して町民へのサービスがおろそかにならないというところを早い段階で町民の方にお示しをいただいて、不安を与えないような形での総合支所運営に努められるように希望いたしますけれども、いかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君。

○総務課長（石原康司君） ただいまの亀崎議員の御質問にお答えいたします。

上程のほうで総合支所の設置条例と次の課の設置条例等で組織の変更を出します。周知の方法としましては、4月1日付の広報紙のほうでまず周知のほうをやりまして、あとはチラシ等も作成してサービスの低下にならないような機構改革に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第4号「和水町総合支所設置条例等の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第5号 和水町課設置条例等の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第4 議案第5号「和水町課設置条例等の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） 1 番 亀崎でございます。

ただいまの課の設置条例の一部改正について、お尋ねさせていただきます。

今回、当初予算にも総合支所との遠隔操作とかが入っておりますけれども、全協等々でお話が合ったかと思うのですけれども、役場職員の課員、職員といった方々に今回の課の編成の伴っての意見聴取ですとか、そういったものは行われておられるのでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君。

○総務課長（石原康司君） ただいまの亀崎議員の御質問にお答えしたいと思います。

組織の再編につきましては、本年度、業務量調査というのをやっております。各課のほうでどんな業務をして、何人、人が要るかとか、その定員管理等を含めまして行政改革推進本部、言うならば課長の集まりになりますが、そちらのほうで検討を行いまして、今回、課の設置条例の改正ということで周知をしております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） 答弁いただきました。

町長の思いで様々な新しい組織を今回いろいろ御説明いただきました。ぜひ新年度の体制でや

られるとき、滞りのないように、ミスのないように進めていただきたいというのが私の願いであります。職員の中にも不安を覚えられる方もいらっしゃるかと思います。ぜひそういったのも一つ一つ、お話を酌み上げながら、組織の編成といったものを円滑に進めていただければと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいまの職員の不安等を取り除くというような御質問にお答えしたいと思います。

先ほど申しましたとおり、幹部会議等でまず十分説明をいたしまして、その後、組織の再編につきましては職員のほうにも配置等、教育委員会が移るとか、小さい内容については説明をしているところです。

あと、各職員につきましては、先ほど言いました業務量調査等で自分の業務をしっかり見詰め直していただいて、不安といたしますか、4月1日からの新しい体制での業務のほうを推進していただくよう周知をしているところでございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

10番 笹渕君

○10番（笹渕賢吾君） 税務住民課を今回2つに分割するような形で、税務課と、それと住民環境課というのが新しくできるということですがけれども、環境というのが初めて出てきたような気がするのですね、課の中で。この環境ということの特に新しく出してきたというその目的というか、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいまの笹渕議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、今現在が税務住民課となっております。その中に実は生活環境係ということで環境の係としてあります。まず2つに分けた大きな理由としましては、1つの課で一番の大所帯といいますか、人数を抱えております。それから先ほど言いました業務量調査等をやりますと、1人の課長でたくさんの業務を抱えんといかんと。そうなってくると、この課を2つに分けております。1つは税務課ということで税に特化した課を一つつくりまして、残りが今現在、税務住民課であります戸籍、環境、それと国保担当課で一つの住民サービスをする課としまして住民環境課ということで新しく設置しているところになります。

環境のほうを強く出したとかいう意図等は特にはございませんが、課の名称としましては、今現在、戸籍、環境、国保を持っておりますので住民環境課ということで名称のほうをつけたところでございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

○10番（笹渕賢吾君） 分かりました。

それで、やることはこれまでどおりの環境面での住民環境課でやるということだろうと思いますが、仕事の内容ですね。今、環境問題が非常に大きな問題として出てきておりますので、新しい環境問題での取組が必要となってきたと思いますので、そういった点も考えれば今回のこの住民環境課というのは大事なところではないかなとは思っていますので、ぜひそういう広い意味でのいろいろな環境問題も取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

2番 千々岩君。

○2番（千々岩 繁君） すみません、ちょっと関連で。この組織がまた変わるというところで、先ほど亀崎議員の質問にも町民への周知というところでございましたけれども、やはり課が変わって、従来、住民の方々が役場に来て、いろいろなサービスを受けられる、戸惑いとかがないように、これもやはり細かく課の再編に伴って自分が必要とする課がどこなのかというのがやっぱりはっきり分かるように、これも広報紙等も当然だろうと思いますが、やっぱり各家庭に1枚、どの課がどういうサービスを行うところなのだというのがあれば非常に分かりやすいかなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいまの千々岩議員の御質問にお答えしたいと思います。

再編につきましては、先ほど言いましたとおり、4月1日の広報紙で課の業務内容等につきましては周知をするところです。あとは、今度4月にまた区長会のほうで区長様のほうも変更になりますので、区長会等を通じまして各戸への周知とか、チラシの配布等については検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

8番 竹下君

○8番（竹下周三君） 8番 竹下でございます。

先ほどの和水町の課設置条例の一部改正についてということに関連いたしまして、先ほど来、職員の業務量の調査と、その説明を何回かいただいておりますけれども、今回やはり町長が新しく変わられて改革をしたいと、職員も改革をしたい、仕事量の改革もするというところで、こういう大きな変換と申しますか、いろいろ計画がなされていると思いますけれども、私が心配するのは、一遍に大変大きな変革をやることによって住民サービス等の低下が見られはしないかという心配がございます。今の現状で職員の残業の状況であったり、その辺を加味しまして、今後、この改革によって、どこの課が大変です、どこの課は大変じゃないという方はおられないと思いますけれども、その均等性といいますか、その辺を十分考慮して編成に当たっていただきたい。

そして、先ほどから1番議員が申し上げておりますように、やはり住民の周知もさることながら、やはり職員間の関係性をしっかり押さえた上で実施していただきたいと思います。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第5号「和水町課設置条例等の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第6号 公益的法人等への和水町職員の派遣等に関する条例の制定について

○議長（高木洋一郎君） 日程第5 議案第6号「公益的法人等への和水町職員の派遣等に関する条例の一部改正について」を議題とします。

○議長（高木洋一郎君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番 笹渕君

○10番（笹渕賢吾君） この議案の提案理由として、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づいてということで提案がありました。公益的法人ということで派遣となっていますが、この目的について、お聞きしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいまの笹渕議員の御質問にお答えしたいと思います。

目的といいますか、今回の新しくこの条例を制定した理由につきましては、ここに提案理由でありますように、仮に和水町の職員が公的法人等へ派遣する場合には法律の規定に基づいた派遣のほうが必要となります。冒頭、上程のときに説明したとおり、現状その条例自体がうちの町にありませんので、一つはもう適正な職員派遣等をする場合が今後起こり得る場合は、この条例が必要だというのが大きな目的であります。そのとき説明しましたとおり、町内で社会福祉協議会とか、公的法人は1か所程度あります。

あと、職員のほうの定年が65歳まで延長というのが4月1日から始まりますので、そうなってくると、職員の働き方につきましてもいろいろな改革が行われ、今後こういうことが起こり得るということで、今回、正式に条例のほうを制定したところでございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

10番 笹渕君

○10番（笹渕賢吾君） そうしますと、この条例の中に提案されておりますが、職員の規定として、どちらかというとは非正規雇用者と、正職員というよりも先ほど言われました定年等の関係の人とか、それから年度内の採用とか、そういった非正規雇用的な人がこの部類に入るのかなと。給料についても町のほうからいろいろボーナスも含めて出すというような形で提案されていますので、そういう人に対しての、正職員も含めてののでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいまの御質問にお答えいたします。

今のと逆の発想といいますか、基本的には一般職、一般の私たちみたいな職員のほうを派遣する場合というのが多くなると思います。それ以外のことで、今、御質問にあったような定年後の再任用職員とかも町の職員としてできますよということで、基本的には普通の一般の職員を派遣する場合に、この条例のほうできちとした内容を制定しているところでございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

10番 笹渕君

○10番（笹渕賢吾君） そうしますと、今まで正職員として働いてきた人たちも含めてということであれば、現在までの職員としての歴史、身につけたものというのが、ある意味、別個な、例えば社協という話であれば、社協のほうに行けばもう福祉関係に限られてくるわけですが、そういったことで正職員もある意味、公益的なところには派遣するようになっていくわけでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

一つは、職員間でいけば人事異動といいますか、私たち一般職員の場合は教育委員会に出向とか、今で言うならば町立病院、病院部局への出向という形があります。それと同じような形で公的法人に、外部に行く場合は、こういった法律がないときちとした派遣というのができませんので、考え方としては人事異動等と同じような形できちとした業務の派遣ということで捉えておるところでございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第6号「公益的法人等への和水町職員の派遣等に関する条例の制定について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第6に移るに前に一言申し上げます。

挙手して議長と発言をしていただきたい。それから質疑、答弁等がない場合も、ある場合も、大きな声で発言をお願いいたします。

日程第6 議案第7号 和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第6 議案第7号「和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第7号「和水町報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第8号 和水町宅地分譲条例の廃止について

○議長（高木洋一郎君） 日程第7 議案第8号「和水町宅地分譲条例の廃止について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第8号「和水町宅地分譲条例の廃止について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第9号 和水町国民健康保険条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第8 議案第9号「和水町国民健康保険条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第9号「和水町国民健康保険条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第10号 和水町国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第9 議案第10号「和水町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第10号「和水町国民健康保険税条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第11号 和水町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第10 議案第11号「和水町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第11号「和水町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第12号 和水町附属機関設置条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第11 議案第12号「和水町附属機関設置条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第12号「和水町附属機関設置条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第13号 和水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の

一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第12 議案第13号「和水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第13号「和水町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第14号 和水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第13 議案第14号「和水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第14号「和水町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第15号 和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第14 議案第15号「和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保

育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第15号「和水町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第16号 和水町社会体育施設設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（高木洋一郎君） 日程第15 議案第16号「和水町社会体育施設設置及び管理に関する条例の一部改正について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第16号「和水町社会体育施設設置及び管理に関する条例の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第17号 令和4年度 和水町一般会計補正予算（第6号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第16 議案第17号「令和4年度 和水町一般会計補正予算（第6号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶものの多数)

○議長(高木洋一郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第17号「令和4年度 和水町一般会計補正予算(第6号)」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高木洋一郎君) 起立多数です。したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第18号 令和4年度 和水町国民健康保険事業会計補正予算(第5号)

○議長(高木洋一郎君) 日程第17 議案第18号「令和4年度 和水町国民健康保険事業会計補正予算(第5号)」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶものの多数)

○議長(高木洋一郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶものの多数)

○議長(高木洋一郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第18号「令和4年度 和水町国民健康保険事業会計補正予算(第5号)」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高木洋一郎君) 起立多数です。したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第19号 令和4年度 和水町介護保険事業会計補正予算(第4号)

○議長(高木洋一郎君) 日程第18 議案第19号「令和4年度 和水町介護保険事業会計補正予算(第4号)」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶものの多数)

○議長(高木洋一郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶものの多数)

○議長(高木洋一郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第19号「令和4年度 和水町介護保険事業会計補正予算（第4号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第20号 令和4年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第19 議案第20号「令和4年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第20号「令和4年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計補正予算（第4号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第21号 令和4年度 和水町簡易水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第20 議案第21号「令和4年度 和水町簡易水道事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第21号「令和4年度 和水町簡易水道事業会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

た。

日程第21 議案第22号 令和4年度 和水町下水道事業会計補正予算（第4号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第21 議案第22号「令和4年度 和水町下水道事業会計補正予算（第4号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第22号「令和4年度 和水町下水道事業会計補正予算（第4号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第23号 令和4年度 和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第3号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第22 議案第23号「令和4年度 和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第3号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第23号「令和4年度 和水町特定地域生活排水処理事業会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第24号 令和4年度 和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第3号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第23 議案第24号「令和4年度 和水町後期高齢者医療事業会計

補正予算（第3号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第24号「令和4年度 和水町後期高齢者医療事業会計補正予算（第3号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第25号 令和4年度 和水町病院事業会計補正予算（第4号）

○議長（高木洋一郎君） 日程第24 議案第25号「令和4年度 和水町病院事業会計補正予算（第4号）」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第25号「令和4年度 和水町病院事業会計補正予算（第4号）」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第25 令和5年度当初予算審査報告について

○議長（高木洋一郎君） 日程第25「令和5年度当初予算審査報告について」を議題とします。

各常任委員会において慎重に審議がなされておりますので、各常任委員長に報告を求めます。

最初に、総務文教常任委員長から報告を求めます。

総務文教常任委員長 荒木君

○総務文教常任委員長（荒木宏太君） こんにちは。

(こんにちは。)

総務文教常任委員長の荒木でございます。

委員会を代表して、総務文教常任委員会の当初予算審査について、御報告申し上げます。

令和5年3月9日から10日までの2日間の日程で総務文教常任委員5名、令和5年度当初予算の関係所管である、まちづくり推進課、商工観光課、学校教育課、税務住民課、社会教育課、会計室、議会事務局、住民課、総務課に関係資料等を基に関係課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

それでは、委員会の審査経過について、御報告いたします。

初めに、まちづくり推進課です。

歳入ですけれども、寄附金、企業版ふるさと納税目標額300万円について、これまでどういった企業が納税されているかという質疑に対し、町内に支社があるような企業から納税がある、企業へ町からの返礼品はないということでございました。

寄附金、ふるさと応援寄附金の目標額7億円について、返礼品は企業と懇親を深めるなど協力はできているかという質疑に、企業と共同開発等できているというような回答でした。

続いて、歳出です。

工事請負費のふれあいの森の土砂流出防止工事89万4,000円について、土砂流出工事は初めてのことかという質疑に対し、令和3年度に木柵工事を実施しており対策をしているとの回答でありました。余り頻繁になるのならば、県の事業等で対応するように求めたところであります。

続いて、負担金・補助金・交付金の産業廃棄物処理施設地域振興策補助金277万円について、使用用途に縛りがあるのかという質疑に対し、地域活性化のため、住民の方が喜ばれることであれば使用できるとの回答でありました。

次に、商工費、委託料の内田工業団地境界復元測量業務委託料960万3,000円について、企業誘致に向けた現状の売却を予定しているかとの質疑に、この状態で手を挙げていただける企業があればというところの運びをしたいという回答でございました。これについては、今後も委員会として現場の視察等を実施していきたいと意思の疎通を図ったところであります。

続いて、委託料の旧春富小学校ブローア交換委託料120万円について、維持管理されているが今後計画はないかという質疑に、旧校舎は空いている教室があるので利活用を考えていく必要がある、また、検討委員会等で協議していく必要があるがまだ示していないというような回答でありました。

続いて、負担金・補助金及び交付金の乗合タクシー運行費補助金1,701万円について、タクシーの購入費用に充てられるのかとの質疑に、これは運行費用としての補助金というような回答でありました。

それから春富地区から南関町いきいき村まで利用できるようになった、南関町のいきいき村になった理由はという質疑に、南関から各所に行きたい方は、いきいき村から南関町の公共交通を利用できるという利点があるという回答でありました。

委託料の本庁支所間遠隔相談窓口システム導入委託料1,379万2,000円については、これについ

て高額になる理由とはという質疑に、申請書等をカメラで映して、お互いを見るというシステムになるので、セキュリティの関係からインターネット通信ではなく閉域網によるシステムとなるため、このような金額となるとの回答でありました。

続いて、商工観光課です。

歳出から申し上げます。

商工業振興費、工事請負費のRVパークスマート機器入替工事65万8,000円について、これからさらに増設する予定はあるかという質疑に、スペース的なことで今の場所での増設は今のところ予定はないというような回答でありました。

商工業振興費、備品購入費の冷蔵ケース195万8,000円について、今後順次入れ替える備品はどのくらいあるのかという質疑に、ロマン館の方から毎年要望書が上がっており、来年も冷蔵オープンケースの23年経過したものがあと2台購入要望が上がっているという回答でありました。

続いて、商工費、観光費需用費の観光PR事業経費、ノベルティグッズ作成等113万円について、和水町マスコットキャラクターのなごみんを使ったPRに高価なものがいいと考えるがどうかという質疑に、缶バッジは1案であるがまだ具体的には決まっていない、喜ばれるものを作成したいという回答でありました。

商工費、観光費委託料の不動産鑑定業務委託料34万6,000円について、江田船山古墳付近の用地購入はどの辺りかという質疑に、現存の駐車場周辺との回答でありました。駐車場が不足していることは事実なので、当面、駐車場として活用しながら今後有効な活用を検討していくとの回答でありました。

商工費、商工総務費、負担金・補助金及び交付金、和水町商工会補助金1,600万円について、共通券500円13枚1セットを5,000円、計4,000円とされているが1世帯に1つという意味かという質疑に、1世帯に1つ行き渡ればと思うが、プレミアム商品券なので、買う方、買わない方になります、最低限、住民の方に買っていただける枚数としているとの回答でありました。

また、以前の実績や効果はどうかという質疑に対して、以前、換金があった2,500万円は経済効果があったと言っていいのではないかという回答でありました。

商売されている方の意見や感想はという質疑に対して、同じ商店に集まってしまう等の課題がある、できる限り広く利用していただくために使い道が広がるような検討を行っている、あわせて、共通券以外に食事券の要望も多かったため今回予定しているとの回答でありました。

続いて、山太郎祭補助金217万円は以前より予算減額になっているが理由はという質疑に対して、令和4年度の決算を基に20万円を減額した、会場のステージ変更などのコストを削減して減額となったとの回答でありました。

続いて、学校教育課であります。

歳入、財産収入、土地建物貸付収入、教職員住宅貸付料14万4,000円について、空きがある住宅があるが、ここ数年はどう変動しているかという質疑に対して、古い住宅もあるので、今後、順序を経て廃止にしていくことを検討しているとの回答でした。

続いて、歳出です。

使用料及び賃借用、車両借上料99万円について、生徒の登下校のための利用かとの質疑に対して、1年間の予算となるとの回答でありました。

続いて、学校共同調理場費、役務費、手数料160万円について、検査とあるが何回程度検査するのかという質疑に対し、月に2回検査を実施している、冬場はノロウイルスの検査を実施しているとの回答でありました。

また、前年比20万円の増額となっているがどういう理由かとの質疑に、現在の生ごみ収集業者がやめられるとのことなので多目に予算計上しているとの回答でありました。

続いて、教育費、教育総務費、事務局費、報酬、学校教育指導員107万4,384円について、新規採用の先生が来られない場合はこの予算は使わないのか、これは新規採用の先生に対する学校教育指導員ということを説明を受けました。新規採用の先生が来られない場合は、この予算は使わないのかという質疑に、今までも学力向上の分析もしていただいているので、そのデータを今後活用していただこうと思っているとの回答でありました。

続いて、教育費、使用料及び賃借料、令和5年度公務用PCリース315万7,000円について、月35万円ほど非常に高額なリース料となるが購入はできないのかという質疑に対して、これはプログラムに特化したPCとなるためリース料が高額になっているとの回答でありました

次に、税務住民課です。

一般会計からです。

清掃総務費委託料3,586万円について、2町委託料はどういうことかという質疑に対して、クリーンパークファイブに搬入される家庭ごみの量で南関町と和水町に案分される、和水町は52.4%になる金額となるという回答でありました。

続いて、国民健康事業会計です。

国民健康保険事業会計、一般被保険者国民保険税2億2,571万4,000円について値上げはするのかとの質疑に、県のほうで一律に進めているが町独自では値上げする予定はないとの回答でありました。

続いて、後期高齢者医療事業会計です。

一般的事業費596万6,000円、新事業だがどういった事業かとの質疑に対して、75歳以上の保健指導ができるようにするための事業であるという回答でありました。

保険基盤安定繰入金5,909万円について、広域連合で算出されており、令和4年度が高目に示されていたのはなぜかという質疑に対して、令和4年度は医療費の2割負担があったため、負担保険料軽減分で多目に広域連合より算出されているという回答でありました。

次に、社会教育課です。

地域学校共同活動推進事業謝礼金287万9,000円、未来塾について利用人数はどれくらいかとの質疑に対して、国・英・数クラスでは31名、英検準備クラスでは9名、クリエイティブデザインクラスでは10名であり、英検準備クラスとクリエイティブデザインクラスについては土曜日ということもあり少なくなっているとの回答でありました。

次に、中央公民館管理経費、2階和室畳替え31万7,000円について、畳でないといけない催し

物があるのかとの質疑に対して、筋トレや高齢の方の運動に使われており、災害時も使用可とされているという理由のためというような回答でありました。また、委員からは和室は使用制限がかかるのでフロアのほうが利便性もよい使い方ができるのではという意見があり、将来的に検討していくとの回答でありました。

保健体育推進経費、報償費、箱根駅伝副賞お米3俵6万円について、こちらから送るお米には送料が含まれているのかという質疑に対し、送料は別にかかっているというような回答でありました。

和水町総合グラウンド管理経費、一般業務委託料186万5,000円、総合グラウンド管理業務のトイレの管理について年間で何回ぐらい業者に委託されているのかという質疑に対して、3日に1回の委託をしており、頻繁に確認しているという回答でありました。

続いて、スカイドーム管理経費、アリーナ空調工事2億2,667万5,000円の空調導入について、バドミントンや卓球などの競技に影響はないのかという質疑に対して、競技に影響の出ないように設計されとの回答でありました。

続いて、金栗銅像製作業務委託料953万5,000円について、今後どのように作製するかとの質疑に対し、全身の像にする予定で製作者によって金額に差がある、金栗氏の青年期なのか幼少期なのか等のタイプもある、意見を聴きながら製作していき、生家の前に設置する予定であるとの回答でありました。

文化財行政事務経費、一般業務委託料600万円、江田船山古墳発掘150年事業委託料ではどのようなことをするのかという質疑に対し、有識者の講演やPR動画の作成をして、やはり江田船山古墳はすごいと再認識をしていただけるようにしていきたいという回答でありました。

次に、会計室です。

役務費213万1,000円について、コンビニスマホ収納による会計室の仕事はどう変わるのかという質疑に対し、日々金額のチェックをする必要がある、金額を確認するソフトに慣れる必要があるので若干時間がかかる可能性があるという回答でありました。

次に、議会事務局です。

需用費、議員必携5万8,200円について、以前のものと内容が変わったのかという質疑に対し、地方自治法の改定が行われたと聞いている、そのため最新刊が必要であるとの回答でありました。

備品購入費106万円、タブレット一式について、現在、庁舎内のフリーWi-Fiが設置されているが15分の接続制限がある、タブレット回線はどうなるかという質疑に対し、今後、本会議場周辺でのフリーWi-Fi設置を行う、新しく設置されるフリーWi-Fiの時間制限はなく利用できるとの回答でありました。

次に、住民課です。

春富集会センター令和5年度廃止につき現在使用している地域住民はどこか違う場所を使用できるのかという質疑に対し、和水町の総合計画の中で春富集会センターの耐用年数と同時に耐震化もされておらず地震で壁に亀裂が入っているため、旧春富体育館と旧春富小学校に機能移転を考えているとの回答でありました。

続いて、水質検査は年に何度あるのかという質疑に対し、4つほどの検査の種類があり、項目ごとに年に2回、4回、8回ほど水道法に基づいて検査しているという回答でありました。

住民課の附帯意見なのですが、本庁は清掃の予算が入っているが三加和総合支所のほうは予算がないように見える、職員が掃除をやっているのかという質疑が委員の方から出ましたが、毎朝、職員が清掃を実施している、トイレについては毎週1回は当番で職員が実施しており、トイレ等床については年に2回は業者に依頼しているとの回答でありました。

続いて、春富財産区です。

春富財産区は貴重な財産だと思うが、今後どのような形にしていくのか、委員の中では話はなかったのかという質疑に対して、一時は春富財産区を町有にしてはどうかという話もあったが、昨年の5月に管理委員会を開催して、意見の集約としては引き続き春富財産区として守っていくという意見でまとまったとの回答でありました。

附帯意見として、財産としての価値を把握するために在籍や数量を調査し、金額ベースで掌握するべきであるという意見が出ました。

次に、総務課です。

交通安全施設整備事業344万円について、どの程度カーブミラーを修繕するのかという質疑に対し、要望が上がっているところを全て確認し、厳選して修繕をしていくとの回答でありました。

庁用車管理経費1,022万円のうち車両購入550万円について、電気自動車が普及していく中でなぜハイブリット車の購入なのかという質疑に対し、全て庁用車がまだガソリン車であり、まずは段階的にハイブリット車の町長車購入を予定しているとの回答でありました。

防災行政無線施設管理経費738万3,000円のうち、屋外拡声支局蓄電池交換107万8,000円について耐用年数はどの程度かとの質疑に、十三、四年が経過していて耐用年数は過ぎている、各中継局などの取替えをしないといけないという話を伺っているという回答でありました。

消費者行政事業117万5,000円について、消費者問題はこういった相談があるかという質疑に対し、インターネット等でのトラブルの相談があり、相談員が問題解決に当たるとの回答でありました。

続いて、自衛官募集事務経費13万円について、人材の情報を町から提供はしているかとの質疑に対し、県の総務部から町に依頼があり情報を提供しているが、法に基づいたやり取りをしているという回答でありました。

職員研修経費187万6,000円は、前年比65万3,000円と上がっているがどうしてかという質疑に対し、自治大学校への研修を予定しているためという回答でありました。

一般管理事務経費3,339万9,000円について、会計年度任用職員は責任のある仕事を任せることができない、正職員を増やしたほうがいいのかという質疑に対し、財政面での負担があるが来年度は12名採用予定であり、正職員、会計年度任用職員のバランスを考えて採用していくとの回答でありました。

審査の結果であります、議案第26号「令和5年度 和水町一般会計予算」、議案第27号「令和5年度 和水町国民健康保険事業会計予算」、議案第32号「令和5年度 和水町春富財産区特

別会計予算」、議案第33号「令和5年度 和水町後期高齢者医療事業会計予算」、以上4件のいずれも原案可決とすることといたしました。

しかしながら、少数の留保です、会計年度任用職員が多いように感じる、職務の責任もあるため、今後正職員の増員を考えたほうが良いとの意見も出ました。

審査経過及び審査結果は以上であります。

総務文教常任委員会の皆様には、建設的な議論、スムーズな進行に御協力いただき、感謝いたします。また、総務文教常任委員会所管の担当課の皆様には、懇切丁寧に御説明いただき、ありがとうございました。

以上で、総務文教常任委員会の令和5年度当初予算の審査報告といたします。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、厚生建設経済常任委員長に報告を求めます。

厚生建設経済常任委員長 竹下君

○厚生建設経済常任委員長（竹下周三君） 厚生建設経済常任委員長 竹下周三であります。

当委員会に付託された令和5年度当初予算の審査報告をいたします。

令和5年3月9日、10日両日、本庁3階中会議室において審査を実施いたしました。所管する課は、農林振興課、農業委員会、建設課、福祉課、和水町町立病院、特別養護老人ホーム、保健子ども課であります。

まず、農林振興課関係では、農振用地の全体見直し、地域計画の策定、農業収入保険の保険料の一部助成、ため池ハザードマップ作成等が計上されています。また、森林環境譲与税を活用して荒廃竹林整備や危険木伐採に係る自然経費が計上されています。

続きまして、農業委員会関係では、農地の利用状況調査を行い、農林振興課と連携し、地域ぐるみ、または集落ごとの地域計画の策定を行い、我が町の農業の振興を推進するという報告をいただきました。

続きまして、建設課でございます。

一般会計の建設課関係予算は、歳入の主なものとして、町営住宅使用料で町営住宅98戸、使用料1,764万円が計上されています。そのほか、土木費国庫補助金が1億6,500万円、道路整備交付金は約1億1,000万円、地方債4億円などです。

主な歳出におきましては、道路維持費1億8,000万円、舗装修繕工事等1億7,000万円、道路改良工事1億4,000万円、橋梁維持費4,700万円が計上され、身近な社会資本の整備への投資が主なものであります。

次に、令和5年度から会計方式が変更される簡易水道事業会計及び下水道事業会計について報

告いたします。

まず、簡易水道会計は、収入6,800万円、支出6,288万円であります。建設改良に当たる資本収入及び支出は、収入7,268万円、支出9,247万円であります。主な事業として、江田交差点改良に伴う馬場地区配水管更新工事や新規住宅への配管工事等5,718万円が計上されています。

次に、下水道事業会計は、収入1億9,601万円、支出1億8,650万円であります。建設改良に当たる資本的収入及び支出は、収入9,451万円、支出1億2,832万円であります。主な事業として、宅地造成予定地と新規住宅への配水管工事経費、浄化槽設置経費が計上されています。

両事業会計について、委員から一般会計からの補助金に大きく依存している状況であり、使用料金体系等の見直しについての意見がなされました。

続きまして、福祉関係の報告をいたします。

民生費の社会福祉総務費1億9,476万円、高齢者福祉費3億6,416万円、障害者福祉費3億9,098万円、地域包括支援センター2,716万円、衛生費の保健衛生費308万円、特別会計の介護保険事業会計14億7,099万円、第9期高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定に伴う委託料が351万円計上されております。

また、介護予防生活支援事業として、体力や筋力低下が見られる高齢者に対して短期・中期的にトレーニングを実施し、早期介護予防につなげていくことを目的とした通所サービスC型が新たに計上されており、343万円が計上されておりました。

次に、歳入である第1号被保険者保険料は減少が見られています。その要因といたしまして、納付者の減少があります。少子・高齢化による人口減少や福祉事業所の職員の高齢化等が進行している中、高齢者の皆様が住み慣れた町や地域で安心・安全な暮らしの実現に向け、介護人材の確保や介護サービスの質の向上等が求められると痛感いたしましたところであります。

次に、和木町病院会計の報告をいたします。

収益的収入及び支出の予算額は、収入、支出それぞれ10億5,096万円であります。前年費1億2,265万円の増であります。また、一般会計から繰り入れられる一般会計の負担金は、マイナス1,087万円の8,190万円となります。資本的収入及び支出の予定額は、資本収入の合計は1億3,223万円、資本的支出の合計が1億6,916万円となり、支出に対して不足する3,692万円は当年度分消費税資本的収支調整額並びに過年度分損益勘定留保資金で補填することになっております。また、企業債返済金として5,216万円が計上されています。なお、令和4年度まで償還残高は3億3,960万円であります。

町立病院は、事業管理者を中心にして、職員各位の意識改革を図り、少子・高齢化による人口減少推計等を考慮して、確かな目標を持って最良の医療を地域住民に提供されることを期待して報告いたします。

次に、特別養護老人ホーム事業会計について報告をいたします。

主な歳入は、サービス収入が3億3,600万円、前年度比4,500万円の減となっております。他会計からの繰入金は1億4,450万円増の2億2,350万円となっております。収入減の主な要因は、入所待機者の減少、人手不足による部署再編による入所者の減少、ショートステイ事業の休止及び

デイサービス利用者の減少が主な要因であります。なお、繰入金の内訳は、一般会計からの繰入れが1億650万円、養護建設基金繰入れが1億1,700万円であります。

歳出では、総務費が前年比約9,900万円の増の5億3,150万円となっております。増加の要因は、きくすい荘建替事業経費として1億1,700万円が計上されております。そのほか虐待防止のための研修や経営指導のための経費、令和6年度までの債務負担行為として、令和5年度の給食事業委託料として5,100万円などが計上されております。

最後に、保健子ども課の報告をいたします。

児童福祉総務費4億6,266万円、保育園費8,357万円、保健衛生費5億5,916万円、保健衛生総務費4億1,280万円、予備費9,508万円、健康推進事業費3,004万円、健康づくり事業費65万円、母子保健事業費1,814万円、保健センター費3万円、母子保健衛生費240万円、児童福祉総務費は約4億6,260万円で、前年度比5,500万円の増となっております。増加の主な要因は、子育て支援策として保育園の副食費を含む町内各保育園等の運営費用や放課後児童クラブ指定の管理料、幼児英語教育事業、子ども医療費助成事業などであります。子供たちの健やかな成長を支える支援として欠かせない経費が計上されております。児童福祉費やひとり親福祉費も昨年と同様に児童手当給付やひとり親家庭等医療費助成事業の予算も確実に実行できる予算計上となっております。

ただいま申し上げました保健子ども課関係事業は、胎児期から高齢期に至る生活習慣病の発症と重症化予防のための事業を細かに展開するための予算が計上されております。また、医療費の削減のためにも、住民健診の受診率の向上、健康診断とともに生活習慣病の重症化予防のために国保年金と連携・協力し、個別の保健指導に重点を置き活動されております。

以上、審査をしましたので審査結果の報告をしたいと思います。

議案第26号「令和5年度 和水町一般会計予算」、議案第27号「令和5年度 和水町介護保険事業会計予算」、議案第30号「令和5年度 和水町簡易水道事業会計予算」、議案第31号「令和5年度 和水町下水道事業会計予算」、議案第34号「令和5年度 和水町病院事業会計予算」、以上の5つの会計予算については全会一致により承認することといたします。

なお、議案第29号「令和5年度 特別養護老人ホーム事業会計」については、附帯意見を付して採択することといたします。

審査結果は以上です。

なお、各担当課の職員の皆様には懇切丁寧な説明をいただき、感謝いたしております。また、本委員会における意見や要望等に十分留意いただき、厳しい財政事情の中、経費削減と効果的な事業執行に努められ、町民サービスの向上に努力いただきますようお願いして、厚生建設経済常任委員会の令和5年度予算審査報告といたします。厚生建設経済常任委員長 竹下周三であります。

○議長（高木洋一郎君） これで厚生建設経済常任委員長の報告を終わります。

以上で、令和5年度当初予算審査報告についてを終わります。

○議長（高木洋一郎君） 日程第26 議案第26号「令和5年度 和水町一般会計予算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

5 番 白木君

○5 番（白木 淳君） 白木です。

予算書94ページ、10款教育費、1 項教育総務費、2 目事務局費、18節負担金補助及び交付金の学校給食補助金3,222万7,000円について、お聞きします。

金曜日の熊日新聞に7市町で給食費の値上げが検討されていると掲載されておりました。我が町では学校給食共同調理場運営委員会にて昨年値上げしたとのことでしたが、ほかの自治体の人の話としてお話ししますけれども、食材を吟味しながら選んで献立をつくる栄養士の先生にとって給食費の無償化には懸念があるというお話をされておりました。公費となり、効率化や費用を抑えることが求められるようになれば給食の質が落ちる可能性があるとのことでした。我が町の学校給食の質が落ちないことが約束できるのか、お聞きします。

また、保護者などから要望があった場合、どう対応されるのか、併せてお聞きします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

教育長 米田君

○教育長（米田加奈美君） 白木議員の質問にお答えします。

先日の会議のほうで来年度の給食費を値上げをする予定で行いました。先ほど議員の質問で質を下げないようにということでお話がありましたように、質を下げないように充実した、栄養をちゃんと考えた給食が提供できるように今後も協議会も含めて確認をしてまいりたいと思います。

それから保護者への意見ですけど、給食試食会もありますし、様々な御意見をまた給食運営委員会でもお聴きしながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

5 番 白木君

○5 番（白木 淳君） これからも、おいしい給食をよろしくお願いします。

それから、今現在通われている生徒で食物アレルギーや長期の入院などで普通の給食を食べられていない生徒がおられるかをお聞きします。また、特別食を提供されている人数が分かりましたらお願いします。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

休憩 午前11時29分

再開 午前11時29分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5 番 白木君

○5番（白木 淳君） 学校で提供される給食が食べられないくらい食物アレルギーのひどいお子さん、米、また小麦がだめな子、両方だめな子もおられます。私の知り合いの子供さんでも、そういう方がおられます。今後通われるかもしれない流動食の方、普通の日常生活はできるのだけれども、口にちょっと病気がある子も私の知り合いにもおられます。そのような方がこの給食費の無償化の恩恵を受けられないと思うのですけれども、どのように考えているかをお聞きます。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。
しばらく休憩します。

休憩 午前11時30分
再開 午前11時31分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長 米田君

○教育長（米田加奈美君） 現在、アレルギーで食べられないお子様が数名いらっしゃいます。例えば、ナッツとか卵とか乳製品は、それを除去して給食が提供できるように工夫をしております。

今、流動食のお子さんはいらっしゃいませんので、流動食のお子さんが来たときにまた検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 他に質疑はございませんか。

5番 白木君

○5番（白木 淳君） 3回目です。今の説明ですと、ナッツとか、そういうことをさっき言ったのではなくて、全然学校で出される給食そのものを食べられないお子さんということを使ったのですね。そうした場合に、給食費無償化が当たり前の生徒は別にいいのですけれども、全く給食費を払っていない、払う必要がないというか、払えない人ですよね、食事を食べられないのだから、そういう人に対しては給食無償は全然意味がないというか、そこで、そういう子たちをどう恩恵を受けられるようにというか、ほかの人と同じような感じにできるのかということをお聞きしているので、その答弁をお願いしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。
しばらく休憩します。

休憩 午前11時31分
再開 午前11時33分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長 米田君

○教育長（米田加奈美君） 白木議員の質問にお答えします。

ただいまそこまで検討しておりませんでしたので、今後、ほかの市町の状況も確認しながら、どういうふうに対応を取っていくのか早急に考えていきたいと思います。

○議長（高木洋一郎君） 他に質疑はございませんか。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） 1 番 亀崎でございます。質疑3回でございますので、まとめて質問させていただきたいと思います。3点伺いたいと思います。

まず1点目ですけれども、当初予算書の30ページ、総務費、1項総務管理費の3節職員手当等の中の時間外勤務手当について伺います。

この231万5,000円のうち、行政区担当職員制度の時間外手当が46万5,000円計上されているという御質問でございましたけれども、まずは課長以下の職員の意見聴取をされたのかどうか、再度お聞きしたいと思います。

次に、40ページの総務、総務管理費、12節委託料、コンビニ収納対応システム改修業務委託料1,111万5,000円について、お尋ねいたします。

こちらは本年度の補正予算でコンビニ収納のシステムの補正予算のほうを上げられておられますけれども、これまでの段階での徴収率がどのような形になっているのか、その効果と実績について、お答えいただければと思います。

次に、82ページ、商工費、これは恐らくとは思うのですが、もう一つ関連して104ページの教育費、社会教育費もそうなのですが、まず82ページの商工費の中の18節負担金補助及び交付金の中の古墳祭補助金、今年度予算額1,000万円と、これまでよりもちょっと大きい金額が計上されておりますけれども、今回どのようなことをこの古墳祭で考えておられるのか、お教え願います。

あわせて、古墳祭関連で、ちょっと課は違いますけれども、10款教育費、4項社会教育費の中の12節委託料についてですけれども、この中で江田船山古墳発掘150周年記念事業委託料としまして550万円計上されておられますけれども、この委託料の中身についても併せてお答えをお願いいたします。

最後になりますけれども、10款教育費、5項保健体育費の中の12節委託料及び14節工事請負費の中の金栗生家屋根改修工事監理業務委託料及び金栗生家屋根等改修工事費といたしまして、それぞれ161万2,000円、それから改修工事のほうが3,792万3,000円となっておりますけれども、この屋根工事をして今後どのように進めていかれるおつもりなのか、また、現在、金栗四三さんの遺品を町のほうで保管されておられると思いますけれども、昨年どの施設の中の改修工事、また、今回の屋根の工事、こういったのの中でこの遺品をどのように管理されていかれるおつもりなのか、併せてお答えをお願いします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

まず、地域担当制に係る答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいまの亀崎議員の御質問にお答えいたします。

予算書の30ページの一番上の時間外勤務手当の件で御回答いたします。

ここにありますが時間外手当は、総務課の全部のやつをまとめて231万5,000円、本年度計上しております。その中で担当職員制度の分は時間外勤務手当ということで46万5,000円、内数ということで計上しているところです。計上の仕方につきましては、一応総会等は職員を全部張りつめますので、想定される範囲内ということで、まずもって行政区職員制度につきましては46万5,000円というのを組んでおります。当然、突発的に発生した場合とかには補正とか、内容等の精査のほうはやっていきたいと思います。残りの時間外につきましては総務の全般ということで、業務上で時間外、予算査定とか予算の計画等が入っておりますので、そういった時間外のほうをここでは計上しているところです。

以上です。

○1番（亀崎清貴君） 私が質問させてもらったのは、時間外が46万5,000円計上されていますけれども、担当職員制度の中で46万5,000円予算化されていますけど、その担当職員制度について課長以下の職員からの意見聴取等をされたのかというところをお聞きしたのですけど、すみません。

○総務課長（石原康司君） すみません、先ほどの意見聴取等につきましては、こういう制度の説明というのは全職員にしておりますので、その中で伝えて、当然、質問の中では時間外はどうなるのかというような質問は受けております。しかしながら、何時間しますとか、先ほどの細かい数字につきましては総務のほうで検討しまして、今回の46万5,000円という予算計上となっております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 次に、コンビニ収納対応システム業務委託料について、答弁を求めます。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時42分

再開 午前11時44分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

税務住民課長 松尾君

○税務住民課長（松尾 修君） コンビニ収納とコンビニ交付につきましては、令和5年11月から稼働を予定しております。今のところ実績というのは、そういうことで稼働しておりませんのでまだない状態ですが、全体の納付書での納付数の3割をコンビニ収納で見込めるのではないかとということで、近隣の市町村からのデータでは分析をしています。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 次に、古墳祭の質疑について答弁を求めます。

商工観光課長 中原君

○商工観光課長（中原寿郎君） 亀崎議員の古墳債補助金についての御質問にお答えいたします。

予算書82ページの古墳祭補助金1,000万円についての御質問だったかと思います。古墳祭につきましては、ここ3年間、コロナの影響によりまして実施できておりません。来年度4年ぶりに開催するというところでございます

それからまた先ほどからお話が出ていますように、発掘150年という共に節目の開催となります。例年以上盛り上げる祭りをやりたいという思いで予算を、例年750万円の予算から250万円増というところで1,000万延お願いしたところでございます。

内容につきましては、これから早速もうすぐ取りかからなければいけませんけれども、企画委員会もございますし、実行委員会もございます。そういった検討機関の中で検討を行ってまいりたいと思っておりますので、まだこの場では具体的な何をするかというところまでは申し上げられない状況でございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 次に、江田船山古墳の記念事業の委託料の件です。

社会教育課長 池上君

○社会教育課長（池上圭造君） 江田船山古墳の150周年記念イベントの550万円の内容についてでございますけど、議員も御存じのとおり刀が発掘されてから150周年というようなところでございますので、今、本物の刀が収納されている東京の国立博物館の職員の方に講演していただくというようなところを計画しております。それと、本物の刀をビデオに撮って、こちらのほうでまたPRできるような計画もしております。それと、そのノベルティとか記念品を作成するような事業で、この550万円を計画したところでございます。

続きまして、金栗生家の設計が161万円計画しております、工事のほうで約3,000万円ほどの計画をしております。今後どのように開催していくかというようなところで御質問でございましたけど、現在は予約だけで開けるというようなところをしております。より多くの観光の方に利用していただくように、今後は通常も含めたところで開けておられるように、消防施設の改良も伴いますし、券売機の購入辺りも考えておりますので、そこも含めたところで総合的に全体を常設に開設できるというような状況に持っていくように方向性として持っております。

遺品の収納ではございますけど、かなり数がございまして、そしてやっぱり乾燥させておかないといけないというようなところもございますので、収納場所が文化課としましては、ほかの文化財の収納も困っているようなところがございますので、収納庫というようなところを今後新たに建設する、現在は役場の空き部屋辺りを利用してから収納しておりますけど、それにも数に限りがございますので、将来的には収納庫まで含めたところで検討していかんというようなところで考えております。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） 各担当課長の皆様、ありがとうございます。

まず初めに、30ページの行政区担当職員制度についてですけれども、職員の方たちに対する意見聴取といったものについては、先ほど総務課長の答弁で行ってきたという中で次年度から進めていきたいということでございましたけれども、私はこの取組としては非常によいことなのかなとは思っています。

でも、やっぱり行政区を見渡しますと、私がいる三加和地区というのは里づくりというのが盛んにまだ残っていながらやっているところもございます。そういった中で月曜から金曜日まで役場の職員の皆さんはお仕事をされておられるといった中で、今後、土日辺りに、里づくりの団体がない行政区もあると思うのですけれども、あるようなところにはそういったところにも出向きながら地域に入っていかれると。確かにパイプ役として入ってきていただければ非常に地域としてもありがたいことなのかなと思うのですけれども、その辺りの職員の方々の負担がいかかなものかなとか、また、行政区辺りの、もともと地域に住んでいらっしゃるのか、またゆかりのある方々ならいいのですけれども、全く外から、役場職員でありますけれども他の地域から来られるということになると、やはり区長ですとか、また地域の人たちの理解といったのも必要になってくると考えるのですけれども、いかがでしょうか。

また、次に、コンビニについては、すみません、私が説明のほうを聞きそびれていまして、課長のほうから答弁いただきまして誠にありがとうございます。令和5年11月から稼働というところでございますけれども、私は9割以上もうコンビニ納付で既に徴収のほうが行われているというところで、一生懸命職員の方々が本当に昼夜間わず徴収業務に当たられながら納税の徴収に当たっていただいている成果だと思っております。そういった中で、このコンビニ納付を希望される町民の方々もいらっしゃるのかもしれませんが、私はなるべく税制負担を減らすためにも、まずは銀行での引き落とし、そういったものを働きかけながら税率を上げるという形が望ましいのかなと感じておりますけれども、いかがでしょうか。

次に、古墳祭についてですけれども、商工観光課長より答弁いただきましたが、3年間できなかったということでございます。その下の肥後国衆まつりについては、この間の2月12日に3年ぶりに開催されておられます。江田船山古墳の150年に当たる記念すべき時期でもございますので、ぜひ検討を図りながら、よりよい祭り、そして町民の方々や町内会の方々が、まだまだ江田船山の存在を知らない県外の方とかもいらっしゃると思います、教科書には載っていますけれども、そういったのを本当に周知を図りながら、いいイベントにしていいただければと思います。

それから金栗生家の管理委託料についてですけれども、今年度予算で先ほど課長の答弁の中では消防の自動火災報知機の設置ですとか、また券売機の設置辺りで、まずは開館に向けて施設の中で取り組むところに取り組んでいかれるというところの答弁でございましたけれども、ただ、遺品については、多分これまでは三加和総合支所のほうで収めていらっしゃるというところですけど、私は今回総額で、金栗四三生家の屋根の管理委託業務161万2,000円、それから屋根の改修工事で3,792万円、合わせますと3,900万円以上になると。約4,000万円ほどの予算がかかるとい

うところでございますけれども、今後、受付だったり、お客さんが来られたときのガイドだったりとかというのはどのように考えているのか、お聞かせをお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） では、まず地域担当制の地域との関わりについて答弁を求めます。

総務課長 石原君

○総務課長（石原康司君） ただいまの亀崎議員の御質問にお答えしたいと思います。

ここで時間外勤務手当で46万5,000円、数字としては組んでおります。その中で地域との関わりにつきましては、今、御指摘があったように、いろいろなことで職員が縛られると。しかしながら、この制度につきましては土日がメインとかではなく、今までが行政区とのパイプ役といいますか、通常業務の中でもそういった連絡事項が少ないということで、一つは行政区の活動の支援というのが一つの目的と、それから広聴機能ということで、いろいろなことを区長から各職員が聞き取るということで2つをメインとして考えております。それから行政区とのつながりというのは、前のどこかに一つの行政区に入り込んで業務をするというのは、若干その次かなと考えておるのが現状です。あとは職員に負担のかからないような、そういった業務のほうを4月1日から進めながら目標のほうを達成していきたいなと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 次に、コンビニ交付。

まちづくり推進課長 坂口君

○まちづくり推進課長（坂口圭介君） 亀崎議員の御質問にお答えいたします。

まず、コンビニ納付の対応システムの導入の目的でございますが、収納率アップにもつながるかと思っておりますけれども、1つの目的は住民の方の利便性向上が一番だと思います。いろいろお支払いに対して選択肢が広がるというところでございます。この流れは全国的にも自治体で広がりを見せておりますので、銀行口座の推進も図りながら同時にしたいと思っております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 次に、生家はなかったつけ。

社会教育課長 池上君

○社会教育課長（池上圭造君） 金栗生家の受付と、それと今後のガイド辺りの話は議員のほうからいただきましたけど、やはり金栗生家は地元根づいた建物でございます。地元の方々が一番詳しいし、関係も深いけん愛着もあられております。そこで、私どもは地元の方で有志の方を中心にガイドをしてよかばいとか、受付をしたいというようなところ、もちろんそれは有償でさせていただきたいと思いますが、そこを含めたところで地元第一で考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

1 番 亀崎君

○1 番（亀崎清貴君） 各課長、答弁いただきましてありがとうございます。

ぜひ当初予算を進めるに当たっては皆様御検討いただきながら、ただ、私は4,000万円の屋根

の工事は非常に高いなと思うのですよ。恐らく生家の左側のところだと思うのですが、4,000万円あれば、私は先ほどから言っている、例えば、今回で言う券売機を設置しての受付ですとか、また金栗さんの遺品辺りも、そこのプレハブとか、そういった簡易的な部屋を設けて、そこでやれば、今の金栗さんの生家の中にはガイドとか受付をするような方々の待機するようなスペースもございませんので、そういったのが設けられる場所が私はこの4,000万円の予算の予算の中でできませんかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

社会教育課長 池上君

○社会教育課長（池上圭造君） 亀崎議員の貴重な御意見ありがとうございます。

屋根は、優先順位をつけましたところで、やはり今、屋根のトタン部分が傷んでいる部分かなりもうひどいというようなところで、そこを変えんといかんというようなところでございましたので、本年度変えさせていただきます。

それと、今後、ガイド辺りの待機場所とか、遺品辺りの収納庫も、今度は警備体制も整いますので、生家の中に遺品を入れるということもできますけど、やっぱり入り切らんところが出てくるかと思います。そこは、今、議員がおっしゃられたとおり、今後の予算措置として方向性をちゃんと持って、順次設計させていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

9番 秋丸君

○9番（秋丸要一君） 秋丸です。

私のほうからは3点ほど伺いたいと思います。

まず14ページ、14款の総務使用料、水道使用料になります。136万7,000円の分です。内訳がさくらタウンの6万円の12か月、グリーンヴィレッジの4万2,000円の12か月、中林水源の14万3,000円とありますが、この負担の差は何かということを説明していただきたいと思います。

次に、26ページ、雑収入の廃校施設事業者負担分です。この3社が入っておりますが、総額で80万8,000円計上されておりますが、この内訳が詳細を見ますと2つあります。まず電気料、それと、もう一つは何も書いてありませんが、この合計を合わせますとちょっと計算が違うのではないかなと思いましたので質問いたしたいと思います。

次に、106ページ、10款5項1目の中学校の部活動地域移行推進事業の新規事業になりますが、報酬が113万2,000円と詳細については書かれてありますが、これは本予算書でどこを見ればいいのか分かりませんので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

まず、14ページの水道料の件です、歳入。

総合支所長 中嶋君

○総合支所長兼住民課長（中嶋光浩君） 秋丸議員の御質問の水道使用料136万7,000円のうちの

中林水源の水道使用料14万3,000円について、お答えいたします。

これにつきましては、今、立方メートル12円で徴収しているところでございます。これは7か所の水道料金でございます。この水道料金につきましては常任委員会でも御指摘があったとおり、町営住宅、あとは専用水道使用料、久井原のニュータウンとか、そういったところの水道料金の統合を図るべきではないかという御意見もございました。今、こちらにつきましては関係各課が会議をしまして、今後の水道料金の調整について、今、協議を行っているところでございます。令和5年度まではまだそこら辺の調整が図れておりませんので、ちょっと単価については格差がございます。

今後そういったのをまた会議を持ちまして、町の供給する水ということで調整を図って、水道料金の統一化を今後図っていくということでございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 次に、予算書26ページ、廃校施設関係の負担金の内訳について、お願いします。

まちづくり推進課長 坂口君

○まちづくり推進課長（坂口圭介君） 御質問にお答えしたいと思います。

説明資料の内訳がちょっと違うという御指摘でよろしかったでしょうか。すみません、精査が足らず申し訳ないのですが、また改めて詳細、内容につきましては、緑小等、3事業所ありますので、お示ししたいと思います。すみませんでした。

○議長（高木洋一郎君） 資料がないということ。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時52分

再開 午後0時13分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

まちづくり推進課長 坂口君

○まちづくり推進課長（坂口圭介君） 大変失礼いたしました。2段目の分につきましては、消防設備点検です。8,000円掛ける12か月、6,000円の12か月、2,000円の12か月と書いておりますが、それぞれこれは1回きりの点検でございます。大変失礼いたしました。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） まちづくり推進課長、廃校負担分について全員に分かるように説明してください、内訳を。80万8,000円の内訳。

○まちづくり推進課長（坂口圭介君） まず電気使用料ですが、果実堂が3万3,000円の12か月分、アジルが2万8,000円の12か月、スローワークが5,000円の12か月、以上です。

消防設備点検のほうで果実堂が8,000円、アジルが6,000円、スローワークが2,000円となります。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） 社会教育課、手を挙げてすぐ。

社会教育課長 池上君

○社会教育課長（池上圭造君） 秋丸議員の御質問にお答えします。

質問の内容が社会教育課の資料でいきますと11ページに書いてあります中学校の部活動地域移行推進事業の中で、総括コーディネーターの任用というところがございます。そこで報酬なり謝礼金辺りで金額が上がっていますが、この予算が本予算の中でどこに含まれているかというところで御質問だったと思います。秋丸議員の推測されておりますとおり、106ページの保健体育総務費の1節報酬のところに会計年度任用職員232万2,000円のところに含まれているというところでございます。

この総括コーディネーターというのが国の補助によって任用することになっておりまして、扱いはどうしても町のほうでは会計年度職員というところでございますので、こちらのほうに含ませていただきました。御理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（高木洋一郎君） 他に質疑はありませんか。

9番 秋丸君

○9番（秋丸要一君） 先ほどの1番目の水道料の件ですが、まだ調整中ということですので、なるべく早急に格差がないように調整のほうをよろしくお願いしたいと思います。

それと、26ページの雑収入の件ですが、先ほどの説明で納得いたしました。資料でいえば98万4,000円になるわけですね。そうなりますと17万6,000円増になりますので、これはおかしいなと思って私はお尋ねしたわけです。これで79万2,000円と1万6,000円を足せば80万8,000円になりますので、納得いたしました。

それと報酬の分ですが、今の説明で分かりましたので、私からの質問は以上で終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はございませんか。

10番 笹渕君

○10番（笹渕賢吾君） 54ページの19節の扶助費、身体障害者・児補装具交付等の事業です。これは説明書では310万円ですけれども、車椅子、補聴器といったところの補助金だと思いますが、内容を説明お願いしたいと思います。

それから72ページの農業関係です。18節の負担金補助及び交付金、説明では書いてありますけれども、農業次世代人材投資資金150万円、これが1名ということで、この関係は5年間、大体あると思いますけれども、1人なのかということと、それからその下の新規就農対策助成金、これは20万円の2名ということですから、どういう状況か説明をお願いします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

まず、身体障害者・児補装具交付事業について、答弁を求めます。

福祉課長 樋口君

○福祉課長（樋口幸広君） 笹渕議員の御質問にお答えいたします。

19節の扶助費の身体障害者補装具交付事業でございます。本事業につきましては、身体障害者手帳をお持ちの方の、先ほど言われたように車椅子とか補聴器とか、そういった日常に生活をするのに必要な補助具の交付事業という形になっております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君）

農林振興課長 上原君

○農林振興課長兼農業委員会事務局長（上原克彦君） 笹渕議員の御質問にお答えいたします。

予算書72ページの18節の、まず農業次世代人材投資資金でございますけれども、笹渕議員がおっしゃるとおり、5年間受給できる資金となっております。1名の150万円でございます。

次に、その下の新規就農者対策助成金でございますけれども、2名、一応予定、見込みという形で計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はございませんか。

10番 笹渕君

○10番（笹渕賢吾君） 身体障害者の補助金の関係ですが、ここに説明書きで申請者増を見込むとなっておりますが、予算的には昨年と同じとなっておりますが、申請が増えているとか、そういうことで増を見込むとなっているのか、そこ辺りをお聞きしたいということと、新規就農者ということで令和5年度は2人と見込めるということと、150万円が国からの交付金ということで来ている、これは5年間であっても今現在のところは1人となっているということでしょうか、再度お願いします。

○議長（高木洋一郎君）

農林振興課長 上原君

○農林振興課長兼農業委員会事務局長（上原克彦君） まず、農業のほうの再質問にお答えいたします。

農業次世代人材投資資金につきましては、先ほど5年間と言いましたけれども、3年目、継続中の方、お一人でございます。

それと、新規就農者助成金につきましては2名とお答えいたしましたけれども、今年度、令和4年度に新規就農したいという御相談を受けている方が今2名いらっしゃるということで、2名の見込みというところでいたしております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君）

福祉課長 樋口君

○福祉課長（樋口幸広君） 笹渕議員の御質問にお答えいたします。

一応身体障害者の補装具の交付事業というのは、前年と比較しまして同額という形にはなっております。ただ、最近は身体障害者の手続に係る方々の相談といった部分は増えているということでございます。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

5 番 白木君

○5 番（白木 淳君） ただいま議題に上がっております議案第26号「令和5年度 和水町一般会計予算」について、反対の立場から討論します。

私は議員になって5年、全ての議案に賛成してまいりました。今回、反対に手を挙げるのは初めてでございます。私の信条をお察しいただいて、議員各位、また、執行部の方々にもお考えいただきたいと思います。

今回の予算に含まれております来年度から開始予定の学校給食費無償化についてでございます。先日の一般質問でも申し上げましたが、そもそもこの無償化は町でやることではなく、国が行う政策だと思います。まずは国に対して要望することが先だと思います。うちの町は無償、隣町は有償などということがあっては法の下での平等は担保できないのではないのでしょうか。

また、町長は10年後を見据えた子育て支援策、移住定住の支援策にも寄与するとの答弁でしたが、子供たちみんなが平等に食べるべき給食を町の施策として行い、財源をいつまであるか分からない、ふるさと納税寄附金にて賄う、こんなことが本当にいいのでしょうか。

私は、前町長との一般質問時にも学校給食の無償化はいけない、子供の御飯は親が食べさせるのが当たり前だ、それは責務だと申し上げてきました。子育て世帯が経済的に苦しいことは今始まったことではなく、家のローン、車のローン、塾や習い事など、どこの家庭も大変だと思います。うちもそうでした。その苦労する親の姿に感謝をし、やがて成人した後、子供ができ、親の大変さを身をもって経験する、これが代々受け継がれてきた家族の形ではないのでしょうか。親や食べ物に対する感謝を忘れてはいけません。

どこの自治体でも取り組まれていく給食費無償化に反対することをここにおられる議員の皆さんに賛同してもらおうという気はありませんけれども、現代の風潮にただ流されるのではなく、時代の流れに逆行してでも人として守るべきものは守ってほしいと訴えまして、反対討論いたします。

○議長（高木洋一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

4 番 荒木君

○4 番（荒木宏太君） 4 番議員の荒木でございます。

私は、議案第26号「令和5年度 和水町一般会計予算」について、賛成の立場で討論させていただきます。

まず初めに、一般会計当初予算81億7,731万1,000円のこの議案がもし否決となれば、令和5年度の大部分の事業や運営ができなくなることになります。さらには、多くの損害が出てしまい、町民の皆様に迷惑をかけてしまうことになります。

先ほど反対討論がございましたが、給食費無償化の賛成意見としては、先ほど新聞報道という話もありましたが、3月10日の熊日新聞を見た方はお分かりと思いますが、給食費7市町値上げという記事がございました。ウクライナ情勢や円安による物価高騰を受け、2022年、2023年度に県内の7市町が小・中学校の給食費で保護者負担を伴う値上げを実施している、また予定していると。一方で6市町が2023年度から無償化を検討しているといった内容です。この6市町村の1つが我が町和水町であり、物価高騰により給食費の値上げが進んでおる中、子育て世帯への支援策として給食費無償化を、今、町長が進めています。

私はこれをいろいろ調べたのですが、熊日新聞の内容で新聞の中にコメントが載っております。合志市では新年度から保護者負担が小学校で1人当たり月額350円、中学校は500円増える、自営業の方の話だと、小・中学校の4人を育てていて現在の給食費は月約2万円、物価高騰の中、値上げは理解できるが正直厳しいといった声を書いてございます。ほかにも、宇城市は夏休み明けから無償化をする予定ということで書いてありますけれども、自営業の方のお話によると、こちらの方も子供が4名ということで、全員小・中学生となり月約2万円の負担が発生する、無償化になると本当に助かるが、居住地で異なるのは不平等ではないかという意見がございます。まさに、今こういった形で地方自治体が予算を組んで、今、存在感をアピールしているところであります。

そして、内閣府が社会全体の子育て費用に関する研究調査という資料を作成しております。そこには、子供1人当たり子育ての費用は年間173万円と記載があります。年齢層で見ると、0歳から5歳は115万円、6歳から11歳は182万円、12歳から14歳では212万円、15歳から17歳までは218万円、年間かかるということあります。和水町の小学生1人当たりの給食費は4万7,498円、中学生1人当たりは5万6,100円、こちらはどちらも子育て費用全体の2.6%ほどに当たります。

また、分野別に見ると負担が大きいのが、子育て費用全体の53%を占めている教育費20.3兆円です。続いて、給食費も含まれるであろう、その他生活費が子育て費用全体の33%になります。教育費の場合は公費負担が大きいので、市費負担を考えると、その他生活費の12.7兆円が子育て費用全体の一番額が大きいということになります。つまり、子育て世帯の負担は、その他生活費の一部である給食費もあると考えます。

よって、給食費無償化により保護者への負担軽減をすることで、将来への経済的不安や負担を減らしていくことになると思います。

以上で、議案第26号「令和5年度 和水町一般会計予算」の賛成討論を終わります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第26号「令和5年度 和水町一般会計予算」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午後0時33分

再開 午後1時28分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第27 議案第27号 令和5年度 和水町国民健康保険事業会計予算

○議長（高木洋一郎君） 日程第27 議案第27号「令和5年度 和水町国民健康保険事業会計予算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第27号「令和5年度 和水町国民健康保険事業会計予算」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第28号 令和5年度 和水町介護保険事業会計予算

○議長（高木洋一郎君） 日程第28 議案第28号「令和5年度 和水町介護保険事業会計予算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第28号「令和5年度 和水町介護保険事業会計予算」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第29 議案第29号 令和5年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計予算

○議長（高木洋一郎君） 日程第29 議案第29号「令和5年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計予算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶものの多数)

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶものの多数)

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第29号「令和5年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計予算」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

厚生建設経済常任委員会委員長 竹下周三君から、議案第29号 令和5年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計予算に対する附帯決議が提出されました。この附帯決議は、会議規則第14条第3項の規定により常任委員会から提出されておりますので成立します。

しばらく休憩します。

休憩 午後1時31分

再開 午後1時32分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（高木洋一郎君） 発議第2号「議案第29号 令和5年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計当初予算に対する附帯決議の件」、これを日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶものの多数)

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号「議案第29号 令和5年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計当初予算に対する附帯決議の件」は、追加日程第1として日程に追加し、直ちに議題にすることに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午後 1 時33分

再開 午後 1 時34分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第 1 発議第 2 号 議案第29号 令和 5 年度和水町特別養護老人ホーム事業会計当初
予算に対する附帯決議

○議長（高木洋一郎君） 追加日程第 1、発議第 2 号「議案第29号 令和 5 年度和水町特別養護老人ホーム事業会計当初予算に対する附帯決議の件」を議題とします。

提案並びに提案理由の説明を求めます。

厚生建設経済常任委員長 竹下君

○厚生建設経済常任委員長（竹下周三君） 発議第 2 号「議案第29号 令和 5 年度和水町特別養護老人ホーム事業会計当初予算に対する附帯決議の件」。

議案第29号「令和 5 年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計予算」に対する附帯決議を次のとおり提出いたします。

令和 5 年 3 月13日、提出者、和水町厚生建設経済常任委員会委員長 竹下周三であります。

議案第29号「令和 5 年度 和水町特別養護老人ホーム事業会計予算」に対する附帯決議。

本予算案には、特別養護老人ホームきくすい荘建て替え事業のための経費 1 億1,700万円が計上されています。この事業は、当該施設の老朽化及び耐震性能不足などから建て替えが検討されてきたが、建て替え後の事業収支予想は、公設公営で事業を継承する場合には今後も毎年7,000万円程度を一般会計から補填する必要があることが判明している。

以上のことから、本議会としては、この事業予算の執行に当たり、下記事項に取り組むよう強く求めるものである。

記。

1. 本事業の進め方については、民間資本や能力を活用した P P P 及び P F I 事業について検討し、その可否と理由説明を議会に対して行うこと。

2. 町民に対して建設の経緯や経営状況及び今後の予定等の説明を町広報紙やホームページだけでなく、町民との直接対話を実施すること。

3. 執行部は民間譲渡の方針を打ち出していることから、早期に移譲先の検討を進めること。

4. 上記 1 及び 2 の要求が達せられるまでは、当該事業経費の執行は留保すること。

上記、決議する。

令和 5 年 3 月13日、和水町議会。

○議長（高木洋一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

4 番 荒木君

○4 番（荒木宏太君） 4 番 荒木でございます。

今説明がございました附帯決議に関して、議員必携を読むと、これに関して執行部に対して質疑ができとなっておりますので、執行部に対して質疑をいたします。

○議長（高木洋一郎君） ちょっとお待ちください。執行部にはできません、委員会から出ておりますので、委員長に対して質問を行ってください。

○4番（荒木宏太君） 委員長にもですけれども、確か質疑は。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

休憩 午後 1 時39分

再開 午後 1 時51分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど荒木議員から質疑をしたい旨の発言がございました。検討の結果、原則的には提出された委員会の委員長についてのみ質疑が許されますが、荒木議員の疑問を解消するために、特に執行部に対する質疑を許します。

4 番 荒木君

○4番（荒木宏太君） 4 番 荒木でございます。

今日、委員長報告で特別養護老人ホームの会計の予算の審査報告もありましたけれども、そういった中で委員会として附帯決議が出されております。そういった中で、今、この附帯決議の内容で本事業の進め方については民間資本や能力を活用した P P P 及び P F I 事業について検討し、その可否と理由説明を議会に対して行うこと、また、町民に対して建設経緯や経営状況及び今後の予定などの説明を町広報紙やホームページだけでなく町民との直接対話を実施すること、次に執行部は民間譲渡の方針を打ち出していることから早期に移譲先を検討を進めること、続いて上記 1 及び 2 の要求が達せられるまでは当該事業経費の執行は保留することということで 4 件、予算が伴っていないという理由で、修正動議にはなっていませんけれども、発議ということで出されております。

これに対して執行部にお聞きしますけれども、この 4 件についてですけれども、予算が伴わないのかどうか回答をお願いいたします。

○議長（高木洋一郎君） 執行部の答弁を求めます。

町長 石原君

○町長（石原佳幸君） 御質問にお答えします。

ただいま提出された附帯決議の内容の中で、1 番の P P P 及び P F I に関しての理由説明、そして 2 番の町民の皆様との直接対話の実施については、予算は必要ないかと考えております。

3 番につきましては、コンサル業者等を含めて検討については当たる必要もあるかなと思いますので、予算も関係するかと考えております。

いずれにせよ予算を伴う場合は専決処分など、または予備費の充用などにより対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

6 番 齊木君

○6 番（齊木幸男君） 6 番 齊木幸男です。

発議第2号、委員長に対して質問いたします。

この委員会報告の審査の経過は、少数意見、反対意見もあったかどうか、そういうところの経過、また、反対意見があったらどういう反対意見があったか、少数意見もあったかどうか、お伺いします。

○議長（高木洋一郎君） 審議過程についての質疑は認められておりません。この内容について質問をお願いいたします。

6 番 齊木君

○6 番（齊木幸男君） では、少数意見があったかどうか、反対意見があったかどうかはお伺いできますか。

○議長（高木洋一郎君）

8 番 竹下君

○8 番（竹下周三君） あくまで委員会としての提案と申しますのは、やはり全会一致ではございませんでした。6名中5名が賛同いただいて、1名が慎重を期するような御意見をいただいております。

ただし、この案件につきましては、やはり委員会としての報告でありますので、そういう意見があったということは申し上げておきたいと思います。1人だけですね、よろしいでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） しばらく休憩します。

休憩 午後1時56分

再開 午後1時58分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

6 番 齊木君

○6 番（齊木幸男君） 6 番 齊木幸男です。

今、委員長から御回答がありました。その中で慎重な意見があったとお答えがありました。その慎重な意見をもう少し詳しく教えていただけませんか。

○議長（高木洋一郎君）

8 番 竹下君

○8 番（竹下周三君） 皆さんも御存じのとおり、51年経過している施設であります。それと耐震機能も、全て皆さん御存じのとおり問題点がある、いろいろ心配のある施設でございます。早急にこれを建て替える必要があるという御意見でございました。これも私ども承知の上で、その

議論をしまいたったわけでございます。

私どもの視点と申しますのは、今後速やかに建設が進められるように足場を固めて、ぴしっとした住民説明をしようというのが今回のこの附帯決議でございます。ですから、止めるとか、そういう状況の議論ではございません。ですから、最終的には、やはりいいものをできるだけ早く、住民の理解をいただきながら進めるという意味合いを込めた、これは附帯決議でございますので御了承いただきまして、皆様この案件につきましては真摯に対応していただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

6 番 齊木君

○6 番（齊木幸男君） 6 番 齊木幸男です。

3 回目ですので、これで質問をやめますが、今、委員長の御回答にあったように速やかにか、早くとか、たくさん言葉が出ました。私も同じ考えでございます。

では、なおさら、この附帯決議をつけずにこの予算を採決するべきではないでしょうか。私は少し回答と速やかにかというところと附帯決議をつける、附帯決議はつけずにもう予算は執行したほうが速やかに早くできるのではないかと思います。そここのところの感覚の違いというのですか、そこを最後にお伺いします。

○議長（高木洋一郎君）

8 番 竹下君

○8 番（竹下周三君） 私が速やかにかと言うのは、時間だけではございません。この状況で建築ありき、私どもも当初そう思っております。何回も申し上げておりますように建築予算が20億円を超えると。一説によると、以前はそんなに赤字にならないだろうという算出の下に計画がなされていた事業が7,000万円の毎年町からの繰出金が必要になるという状況の中で疑問を持つ方がおられるわけです。もしこの状況の中で踏み込んでしまつて、住民監査請求であったり、いろいろな訴訟だつたりになったときにはまだまだ時間が、逆にそちらのほうがかかると。だから、そういうことが極力スムーズに住民説明をある程度承諾した上で、この事業を進めるほうが私は早道だろうと思います。

以上で終わります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

10 番 笹淵君

○10 番（笹淵賢吾君） この附帯決議案だと思いますけれども、案は出ていませんが、この4列目に建て替え後の事業収支予想は公設公営で事業を継続する場合には今後も毎年7,000万円程度を一般会計から補填する必要があることが判明していると、この根拠といいますか、7,000万円というのはなぜ一般会計から出さなければならないかとなっているのか、お聞きしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君）

8 番 竹下君

以上です。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

10番 笹刈君

○10番（笹渕賢吾君） 7,000万円を一般会計から繰り出さなければならないというのは、ある意味、私は当たり前だと思います。国からの、こういった施設に対する補助金、こういったものが削減され続けてきているのですね、国からが。そして民間の施設などはなかなか経営が厳しいということで、非正規雇用を中心に考えなければならないというのが出てきているのですよね。だけど、このきくすい荘にしては町立ですから、町の職員として、きちっと賃金を確保する、生活するための賃金は確保するというのが大事になっています。だからこそ、賃金アップはきちっと一般職員の皆様と同時に特老の職員も引き上げていくということがあるけれども、国からの補助金が削減されてくると、そこがとても厳しくなるわけです。だから、一般会計から出さなければならないとなるわけですね。ですから、ある意味、一般会計から出さざるを得ないというのは、これはもう正直なところなのです。

今度の新築に当たって、その後の経費がどうなっていくかというのはまだ具体的には明らかになっていませんけれども、その新築することによる返済金とか、そういったことも一般会計の中から出さざるを得ないというのも出てくるのではないかと、私は委員会のほうに所属していないので分かりませんが、恐らくそういう説明はあったのではないかなと思います。そういうことをまず中心に考えてなければいけないということと、私は、民設民営というのはやっぱりやっではないと。せっかく町立運営でやってきたのだから、これが基本になって民間のほうにもいろいろな影響を与えて賃金を下げさせないような役割も果たしていると私は思っています。

４番目にここに書いてあるように、上記１及び２の要素が達せられるまでは当該事業経費の執行は留保すること、ここまで書いてあると結局予算執行ができないということになると思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（高木洋一郎君）

8番 竹下君

○8番（竹下周三君） 今の質問に関しましては、まず7,000万円の必要経費の件ですけれども。

○議長（高木洋一郎君） 竹下委員長、最後の執行を留保すると事業ができないということにお答えください。最後に聞きなはったでしょう。

○8番（竹下周三君） 最後に聞きなはったのは4番でしょう。留保することができないということでしょう、分かりました。

その前のはよろしいですか。

○議長（高木洋一郎君） あれは意見です。

○8番（竹下周三君） 意見ですね、はい。

最後の3番目の質問でございます。留保することが事業の遅れにつながるのではないかと

ことだろうと思いますけれども、私は、それを踏まえて早急に住民説明を行うと。1番、2番のほうは答えなくていいということではございますけれども、今、笹渕議員のほうからお答えになったようなことをぴっちり住民に説明するというこのために私は申し上げているわけでございます。

以上で終わります。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

10番 笹渕君

○10番（笹渕賢吾君） 7,000万円の一般会計からの補填ということも、できれば委員会の中で審査されたと思いますので答えていただきたいと思いますが、要するに町からの持ち出しはどうしても必要というのが、賃金からすれば、住民サービスからすれば大事なところだと私は思います。そういう面で、こういう形で予算執行が留保されるとなると、やっぱりそういうサービス自体が滞ってしまうと。やはり前に前に進めていくということが私は大事だと思いますけれども、考え方は変わられないか、お聞きしたいと思います。

○議長（高木洋一郎君）

8番 竹下君

○8番（竹下周三君） 私どもは、この7,000万円について議論をして答えを出すレベルではございません。そういうことをしているわけではございません。当初から、やはり状況によってはこういう状況が出てくるということは承知の上でお話しをしておりますけれども、その部分につきましては私どもがお答えする次元の答えではないと思います。

○議長（高木洋一郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

6番 齊木君

○6番（齊木幸男君） 6番議員 齊木幸男です。

発議第2号「議案第29号 令和5年度和水町特別養護老人ホーム事業会計当初予算に対する附帯決議の件」について、この議案に対して反対でありますので反対の討論をさせていただきます。

令和5年3月13日月曜日、午後2時10分、反対の討論を始めます。

私は、この附帯決議をつけずに和水町特別養護老人ホームきくすい荘の予算を執行すべきと考えます。理由を申し述べます。

特別養護老人ホームきくすい荘の介護事業は、高齢化社会が進んでいる和水町においては、今後なくてはならない重要な事業であると考えます。電気、水道、ガス、道路などと同じく、和水町の大切な重要な社会基盤であり、インフラの一つと考えております。また、きくすい荘の介護事業は、入所者や家族の皆様の生活を支える上で欠かせないものでありますし、2市4町有明圏域ではありますが、重要な役割を果たしています。

そのような重要な社会インフラのきくすい荘の現在の建物については、耐震性能が大幅に不足している状況にあり、根本的な解決策として新築建て替えが必要であると私は考えておりますし、多くの町民の方に私がお話ししてお伺いしましたが、その声を受け止めております。

この中で令和5年度特別養護老人ホーム事業の予算においては、地質調査、造成設計及び建築設計の事業費として1億1,700万円が計上されていまして。予算の説明であつたとおり、建て替えについては令和6年度に造成工事、令和7年度に建築工事を行い、令和8年度に供用開始を目指しています。そのためにも、この予算は附帯決議をつけずに速やかに実行すべきと私は考えますので、この附帯決議をつける議案に対しては反対であります。

改めて、重要な事案でございますので経緯を振り返ります。

前高巢町長の時代、平成31年3月議会において、町立病院、特別養護老人ホーム検討特別委員会を設置し、私たち、当時、私も議員でした、約2年間にわたり議論、検討がなされ、令和3年3月議会において、町で建て替え、当面、町直営とし、将来的には民営化も視野に検討を進める旨の結論を報告しました。

議会の経緯を私が記憶している限り振り返ると、この報告があつた令和3年3月議会の一月前、令和3年2月4日の議会全員協議会において、町は、きくすい荘の運営の今後の方針ということで考えられる選択枠を4つ示したと記憶しております。1. 廃止、2. 売却、3. 耐震化、4. 建て替えという4つの選択の中で建て替えがベターであるという説明を受けました。令和3年度に入り、町は約1年かけて建て替え事業の内容を検討し、令和4年3月8日の議会全員協議会において建設予定地を病院給食棟周辺とすることや、経営戦略と財政計画についての御説明があり、議員多数の承認があつたと記憶しております。

次に、令和4年4月に入り、高巢町政を引き継いだ石原町政は、よく検討し、この病院給食棟の周辺に建て替えを検討するにおいて、雨水排水問題が課題になることとともに、きくすい荘の財政計画を精査したところ、人件費の圧縮が困難であることが分かり、すぐさま見直しに着手されました。

次に、令和4年10月18日の議会全員協議会において、建設予定地の場所の再考についての説明があり、民地買収の可能性を探るようにいたしました。

次に、令和4年12月9日の議会全員協議会において、病院給食棟の周辺案と民地の比較検討の結果、また、財政計画の見直し案についての説明を受けました。民地案については了承、財政計画の案についてはよく考えるという内容だったと思います。そして令和4年12月議会においては、用地の予算を承認し、現時点においては、きくすい荘の前の民地約4,300平方メートルを買収し、今回、令和5年度特別養護老人ホーム事業会計において地質調査、造成設計及び建築の施工事業として1億7,000万円を計上し、私は賛成いたしました。

建て替えについては、令和6年度に造成工事、令和7年度に建築工事を行い、令和8年度に供用を開始する目標でございます。

また、建て替えと同時に早期民営化を目標にし、経営改革に努められるとの町長の決断がありました。具体的には、令和4年度に先行の市町村を視察し、令和5年度以降、経営コンサルを入

れ、経営指導、異動、希望退職、再就職のあっせん、公設民営などの研究も進めると、また、夜間可能な職員等の人材確保にも力を入れ、さらに経営努力をしていくという説明も受けました。そして、2030年代半ばまでには民営化に向けた検証を行うとしていた目標を前倒しし、令和9年度に指定管理者を導入することや令和13年度に民間譲渡することを目標に掲げることを町長は決断されております。

さらに、振り返れば、福原町長の時代も新築建て替えの方針が議員で決まったと私は記憶しております。

改めて、特別養護老人ホームきくすい荘の介護事業は、高齢化社会が進んでいる和水町においては今後もなくてはならない重要な事業であります。電気、水道、ガス、道路と同じく、社会基盤インフラでございます。

以上の理由で、きくすい荘の介護事業は、入所者や家族の皆様の生活を支える上で欠かせないものであります。今、きくすい荘の新年度予算が成立しました。私は、この予算に附帯事項をつけずに速やかに実行すべきと考えております。

以上の理由で、この附帯決議の採択には反対でありますので、反対の討論をさせていただきました。

○議長（高木洋一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

発議第2号「議案第29号 令和5年度和水町特別養護老人ホーム事業会計当初予算に対する附帯決議の件」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 賛成多数です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第30 議案第30号 令和5年度 和水町簡易水道事業会計予算

○議長（高木洋一郎君） 日程第30 議案第30号「令和5年度 和水町簡易水道事業会計予算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第30号「令和5年度 和水町簡易水道事業会計予算」は、原案のとおり決定することに賛

成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高木洋一郎君) 起立多数です。したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第31 議案第31号 令和5年度 和水町下水道事業会計予算

○議長(高木洋一郎君) 日程第31 議案第31号「令和5年度 和水町下水道事業会計予算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第31号「令和5年度 和水町下水道事業会計予算」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高木洋一郎君) 起立多数です。したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

日程第32 議案第32号 令和5年度 和水町春富財産区特別会計予算

○議長(高木洋一郎君) 日程第32 議案第32号「令和5年度 和水町春富財産区特別会計予算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第32号「令和5年度 和水町春富財産区特別会計予算」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高木洋一郎君) 起立多数です。したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第33 議案第33号 令和5年度 和水町後期高齢者医療事業会計予算

○議長（高木洋一郎君） 日程第33 議案第33号「令和5年度 和水町後期高齢者医療事業会計予算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第33号「令和5年度 和水町後期高齢者医療事業会計予算」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第34 議案第34号 令和5年度 和水町病院事業会計予算

○議長（高木洋一郎君） 日程第34 議案第34号「令和5年度 和水町病院事業会計予算」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第34号「令和5年度 和水町病院事業会計予算」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第35 議案第35号 熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（高木洋一郎君） 日程第35 議案第35号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事

務の変更及び規約の一部変更について」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶもの多数)

○議長(高木洋一郎君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

議案第35号「熊本県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高木洋一郎君) 起立多数です。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第36 同意第1号 和水町教育委員会委員の任命について

○議長(高木洋一郎君) 日程第36 同意第1号「和水町教育委員会委員の任命について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長 石原君

○町長(石原佳幸君) 同意第1号「和水町教育委員会委員の任命について」、御説明申し上げます。

和水町教育委員会委員に下記の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

お住まいは、和水町江田4375番地1、坂口キヒロ氏でございます。生年月日は、昭和27年11月28日生まれでございます。

令和5年3月6日提出、和水町長石原佳幸。

提案理由でございます。

教育委員の任期満了により、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。これがこの議案を提出する理由でございます。

補足を申し上げます。

教育委員1名の任期が令和5年4月28日をもって満了となりますことから、新たに坂口キヒロ氏を教育委員として任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

坂口氏は38年間、教職員として勤務され、退職後は本町の学校評議委員として学校教育に尽力されております。また、人権擁護委員や区長として地域の発展にも貢献されております。そして、現在はボランティア活動の一環として、小・中学校で入試対策の指導などに携わっております。

これまでの実績と今後の本町の教育力向上を目指し、議会の同意を求めるものでございます。
以上で提案理由の説明といたしますが、何とぞ御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（高木洋一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

同意第1号「和水町教育委員会委員の任命について」は、同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、同意第1号は同意することに決定しました。

日程第37 発議第1号 和水町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○議長（高木洋一郎君） 日程第37 発議第1号「和水町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」を議題とします。

○議長（高木洋一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

発議第1号「和水町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午後2時29分

再開 午後2時47分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第38 陳情等の常任委員長報告について

○議長（高木洋一郎君） 日程第38「陳情等の常任委員長報告について」を議題とします。

厚生建設経済常任委員会に付託した陳情等について、委員長から委員会審査報告書が提出されました。委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

厚生建設経済常任委員長 竹下君

○厚生建設経済常任委員長（竹下周三君） 厚生建設経済常任委員長の竹下でございます。

本定例会におきまして厚生建設経済常任委員会に付託されました陳情等の審査結果について、報告いたします。

審査につきましては、3月10日、中会議室において審査を行っております。

受付番号第323号「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める請願書」につきましては、コロナ禍でもある、この状況の下で制度実施は社会経済的に混乱を招くおそれがあること、制度導入後は事業の継続が困難になる可能性があると思われること、したがって、当委員会での審査結果は採択であります。

続きまして、受付番号第324号「消費税5%以下へ引下げを求める意見書を政府に送付することを認める請願書」については、消費税は高齢化による社会保障の財源として令和元年に8%から10%に引き上げられています。5%に引き下げることは社会保障財源の議論なしではできません。若者世代の社会保障負担の増大を招きかねないと思われます。したがって、委員会での審査結果は不採択です。

受付番号第401番「中小企業・小規模事業審査に関する陳情書を政府に送付することを求める意見書」につきましては、コロナ禍でもある、この状況でのインボイス制度実施は小規模事業者にとって課税転換を強いられる不安や帳簿類が不足して不十分であると思われることから、委員会での審査結果は採択です。

以上、御報告を申し上げます。

○議長（高木洋一郎君） 受付番号第323号「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める請願書」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は採択です。

受付番号第323号「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書を政府に送付することを求める請願書」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、受付番号第323号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

受付番号第324号「消費税率5%以下への引下げを求める意見書を政府に送付することを求める請願書」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は不採択です。

受付番号第324号「消費税率5%以下への引下げを求める意見書を政府に送付することを求める請願書」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、受付番号第324号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

受付番号第401号「中小企業・小規模事業者支援に関する陳情書」を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は採択です。

受付番号第401号「中小企業・小規模事業者支援に関する陳情者」は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 起立多数です。したがって、受付番号第401号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩 午後2時54分

再開 午後3時11分

○議長（高木洋一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第39 発委第2号 消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出について

○議長（高木洋一郎君） 日程第39 発委第2号「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出について」を議題とします。

趣旨説明を求めます。

厚生建設経済常任委員長 竹下君

○厚生建設経済常任委員長（竹下周三君） 発委第2号「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出について」、提案理由の説明を行います。

消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出について、上記の議案を別紙のとおり、和水町議会会議規則第14条第3項の規定により提出いたします。

提出理由、発生から3年以上経過した、今もなお新型コロナウイルス感染症の影響は続いています。多くの事業者が経済活動の人為的な抑制を余儀なくされ、急激かつ大幅な景気後退を経験し、いまだ回復の兆しが見えない、このような状況の中でインボイス制度の実施は小規模事業者や個人事業主への影響も著しく、地域経済の衰退に拍車をかけるおそれがある、これが意見書を提出する理由である。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（高木洋一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は起立によって行います。

発委第2号「消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書の提出について」は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高木洋一郎君） 賛成多数です。したがって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

日程第40 閉会中の継続調査について

○議長（高木洋一郎君） 日程第40「閉会中の継続調査について」を議題とします。

各委員長から委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書一覧表のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第41 議員派遣について

○議長（高木洋一郎君） 日程第41「議員派遣について」を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶもの多数）

○議長（高木洋一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議員派遣については、お手元に配りましたとおり派遣することに決定いたしました。

○議長（高木洋一郎君） これで、本日の日程は全部終了しました。

令和5年第1回定例会を閉会するに当たり、一言、御挨拶申し上げます。

議員各位におかれては、3月6日の開会以来、8日間にわたり真摯に御審議をいただき、ありがとうございました。

本日、ここに無事閉会の運びと至りましたことは、石原町長をはじめ、担当職員の皆様の丁寧な対応のたまものと衷心より御礼を申し上げます。ありがとうございました。

今回提出されました議案は、一般、特別、企業それぞれの会計の令和4年度補正予算、令和5年度当初予算、各種条例の制定、改廃など多数に上りました。議員各位、終始真剣な御審議をいただき、深く敬意を表しますとともに、衷心より厚く御礼を申し上げます。

また、執行部におかれては、審議の間、常に真摯な態度をもって審議に協力をいただき、深く敬意を表しますとともに、本会議、あるいは委員会において議員各位から述べられた意見、あるいは要望事項につきましては特に配慮を払われていただき、執行の上、十分に反映されるよう強く要望いたす所存であります。

これから春を迎え、議員各位におかれましては何かと御多忙のことと存じますが、今後とも町政に対し御尽力を賜りますようお願いを申し上げ、閉会の御挨拶といたします。

御起立願います。

お疲れさまでした。

閉会 午後3時17分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

和 水 町 議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員